

多 度 津 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和 7 年 8 月 2 0 日 午前 8 時 5 7 分より 午前 9 時 3 2 分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場 2 階大会議室において開催した。

その状況は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知及び使用貸借解約通知について

議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 3 項に基づく農用地利用集積等推進計画案に対する意見の決定について

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 9 条第 6 項に基づく地域計画の変更に係る意見聴取について

報 告 その他

出席状況

出席委員

農業委員（10名）

議長	大西和芳
職務代理者（2番）	三野敏彦
職務代理者（3番）	土田敏雄
4番委員	西山正美
5番委員	矢野和幸
7番委員	細川清二
8番委員	山地文
9番委員	池内利行
10番委員	河井弘司
11番委員	秋山義充
12番委員	伊達和博
13番委員	宮武良充
14番委員	横關幹夫

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	北岡康民
2番委員	大谷泰則
3番委員	眞鍋憲明
4番委員	篠原壽雄
5番委員	眞鍋昌造
7番委員	高島和秋
8番委員	村井文数

欠席委員

農業委員（1名）	6番委員	池田一普
推進委員（1名）	6番委員	島田和博

農業委員会事務局職員

事務局長	海田 康弘
産業課長	植松 肇
主 事	炭井 眸

審 議 内 容

事務局長

おはようございます。

それでは、ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

初めに、大西会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

続きまして、本日の出欠状況についてですが、池田委員、島田委員さんが所用のため欠席との連絡がありましたので、ご報告をいたします。

本日は、農業委員14名中13名が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっていますので、大西会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、いつもどおり最初に私のほうから本日の署名委員さんを指名させていただいて、進めていきたいと思います。

8番の山地委員さん、それから9番の池内委員さん、よろしくお願いいたします。

続きまして、昨日の小委員会の報告ですけれども、本来なら先ほどありました池田委員さんのほうからいただく予定でしたけれども、これも後で報告はあるかと思いますが、諸事情で急に欠席ということになっておりますので、推進委員の北岡委員さんのほうからよろしくお願いいたします。

北岡委員

おはようございます。

池田委員さんの代わりに、昨日の小委員会の結果を報告いたします。

昨日、小委員会が開かれまして、まず議案第2号の農地法第3条の規定による許可願いの申請について現地確認を行いました。

その後、役場のほうに帰ってきました、第1号議案から第4号議案

まで審議しました結果、特に問題となるような点はなかったことを報告いたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

今、小委員会の報告をいただきましたけども、これについて何かご質問等ありましたらよろしくお願いします。

ございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案審議のほうを行いたいと思います。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号をご覧ください。

【議案第1号番号1番から番号10番までを、議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番、2番での解約は戦前からの小作地を当事者の双方の合意に基づいて解約するものになります。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第1号の説明をいただきましたけども、皆さん方のご意見、ご質問を聞く前に、いつものことですので、1番、2番については戦前からの小作地の合意解約ということで、地元の担当委員の土田副会長のほうから、何か今後の参考になるようなことがもしありましたらお願いしたいんですけども。

2番職務代理者 僕、参考になるようなこと一つもございません。もうトラブルなくスムーズにいっとります。

議長

ありがとうございました。

事務局のほうで、金銭の部分みたいなものは。

事務局

離作料はなしということで申請をいただいております。

議長

ありがとうございました。

そういうことですので、皆さん方からほかに何かご意見、ご質問がありましたらよろしくお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案第1号につきましては報告事項で

すので、よろしくご理解いただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号をご覧ください。

【議案第2号番号1番を、議案書を基に朗読】

補足といたしまして、譲渡し、譲受け理由は貸付地の贈与です。

以上、1件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も自宅から近く問題がないことから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第2号の説明をいただきましたけども、これについて何かご意見、ご質問ありましたらよろしくお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案第2号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということで、議案第2号を承認いたします。

続きまして、議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づく農用地利用集積等推進計画案に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号をご覧ください。

こちらは、農用地利用集積等促進計画案となっており、農業委員会において意見聴取することとなっております。

左側の土地所有者が香川県農地機構に貸付けをし、香川県農地機構から右側の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。

内容といたしましては、機構貸借による更新が2件、新規契約が5件です。

これらの計画につきましては、更新者は地域計画に既に位置づけら

れており、新規の者についても、こちらの借受人を地域計画に位置づける予定となっております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第3号の説明をいただきましたけども、これについての何かご意見ありましたらよろしくお願いします。

特にご意見ございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第3号につきましては意見の決定についてということですので、意見なしということで処理をいたしたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づく地域計画の変更に係る意見聴取について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

地域計画の変更について。

農地所有者から地域計画変更申出書が、町へ提出されました。農業委員会に意見を求められておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議案第4号番号1番から番号5番までを、議案書を基に朗読】

6ページから10ページに、地域計画変更位置図を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

今回の申請地について、目標地図の素案を踏まえ、周辺農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがあるかどうかの意見を求められておりますので、耕作者及び周辺関係者との調整が完了していることなどから、周辺農地に係る営農条件に支障を生じるおそれはないものと考えております。

なお、本件につきましては、2か月後の定例会にて転用申請が提出される予定となっております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第4号の説明をいただきましたけども、これもいつでもどおり皆さん方のご意見を聞く前に、それぞれ地元の委員さんの意見がもしあればご報告いただくということで、まず番号1の案件については北岡委員さん、何かありましたら。

北岡委員 いや、別にありません。

議長 2 番は、高島さんですか。

推7番委員 転用理由、これは非農家となっておりますけども、元々この地域で生活してましたので、問題ないと思ってます。

議長 ありがとうございます。

 そうしたら、3 番、4 番が横關委員さんでええんかな。

横關委員 別にないです。

議長 5 番が篠原委員さん。

推4 番委員 申請者は今結婚して丸亀市に住所を置いてるんですが、実際北鴨で育ってずっと農家をやっております。今でも丸亀のほうから農作業をしに帰っている、今学校の先生をやっております。農家住宅ということで、この地図でも自動車学校の前、約4分の1 ぐらいですかね。南側のほうに住宅を建てるということで、より近くなって便利に、すぐ隣が家ということで、もう一か所田んぼを持ってるんですが、それも一緒にやろうとしております。特に、問題はございません。

 以上です。

議長 ありがとうございます。

 ただいまそれぞれの担当地区の委員さんからご意見いただきましたけども、それを踏まえてというか、それぞれに何かご意見、ご質問がありましたらよろしく願います。

 特にございませんか。

 (なし の声あり)

 ないようですので、今それぞれに意見というか、状況報告的な内容もありましたけども、それを踏まえて本議案については承認したいというふうに思っておりますのでご異議ございませんか。

 (異議なし の声あり)

 ありがとうございます。それでは、議案第4 号につきましては、ただいま言いましたような承認をいたしたいと思います。

 以上で議案のほうはこれで終わります。

 続きまして、その他の報告事項を事務局より説明をお願いします。

事務局長 事務局より6 点報告させていただきます。

 1 番、相続届について、2 番、来月分の農地機構貸借案件について、3 番、地域計画に伴う最適化活動について、4 番、農地転用集計表について、5 番、農業振興地域整備計画の変更について、6 番、耕作放棄地調査について、になります。

1 番、相続届について報告をお願いいたします。

事務局

今月は、相続届が 1 件提出されております。

書類については、個人情報に関係から、小委員会に出席された委員さんと担当地区の委員さんにお配りしております。配付資料をお持ちの委員さんは、お取扱いに十分ご注意ください。もし不要であれば、事務局にお返してください。

以上です。

事務局長

続いて 2 点目、来月分の農地機構貸借案件について報告をお願いいたします。

事務局

A 4 横の農用地利用集積等促進計画案の資料をご覧ください。

こちらに記載されております貸借案については、来月の定例会にて意見聴取する予定となっております。ご確認をよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局長

3 点目、地域計画に伴う最適化活動について報告をお願いします。

事務局

お配りしております第 3 次・かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動要領が書かれた紙と、その次についている表をご覧ください。

こちらは、法定化された農業委員さん、推進委員さんの最適化活動について、令和 7 年度から令和 9 年度の 3 か年において、市町農業委員会と県農業会議の推進活動の方向性を定めたものです。

第 3 次となる今回の運動において、重点活動事項の一つとして挙げられているのが、目標地図に基づく貸借の促進や農地の新たな受け手の掘り起こしです。

具体的には、要領の 5 ページと一緒に配っておりますこちらの表の裏面、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地利用の調整手順と書かれた紙をご覧ください。

具体的な内容といたしましては、今後の農地の利用調査をした際、回答がない所有者に今後の意向を聞き取り、貸付けしたいという希望等があれば目標地図に書き込んでください。その後、以前配付しました目標地図上で、貸付けをしたいが現在借手が決まっていない、今後検討中となっている農地と、先ほどの意向調査の結果、貸付けの希望があった農地合わせて受け手候補者へ当該農地の借受けができないなど、声かけをお願いいたします。

候補者が決まれば、事務局や香川県農地機構へ情報共有をしていただき、貸借につなげていきたいと思いますという内容となっております。

こちらの一斉運動の表では、意向調査から実際の受け手の機構とか事務局への共有について、原則1か月で行いましょうと書かれておりますが、すぐに成果が出るものではないと考えておりますので、意向調査の回答がない地主さんや地元の担い手さん、また新規就農者の希望がある方など、お会いした機会に雑談を交えながら情報収集をしていただき、その都度、活動記録簿に記載をお願いいたします。

現在、既に農地の利用調整活動や新規就農の案内等、精力的に活動をいただいている委員さんもいらっしゃいますが、農業委員、推進委員全員がさらに活動し、それを活動記録簿にも記入し、委員さんのお仕事を見える化することも目的となっておりますので、ぜひ活動記録簿へのご記入をお願いいたします。

参考に、この表の次に前回お配りしました農地の利用意向調査の回答がない所有者の情報を大字ごとにお配りしております。ぜひご活用ください。

また、最近事務局のほうに小面積で家庭菜園をしたいという方のご相談がよく寄せられております。当該地区の委員さんには、個別にご相談いたしますので、またご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局長
事務局

続いて4点目、農地転用集計表についてご報告をお願いします。

令和7年度農地転用処理集計表と令和7年8月受付事案の集計表をお手元にご用意いたしましたので、ご確認をお願いいたします。

以上です。

事務局長
事務局

5点目、農業振興地域整備計画の変更についてご報告をお願いします。

農振除外の変更等理由書（総括表）をご覧ください。

農振除外8月の受付につきましては、5件の除外申出がありました。欄外に譲渡し人、譲受人の氏名を記載しております。2か月後の10月に農地転用の提出があると思われますので、その際はよろしくをお願いいたします。

以上です。

事務局長
事務局

6点目、耕作放棄地調査について報告をお願いします。

皆様のお手元に図面をご用意いたしました。今年も委員の皆様の担当地区内の耕作放棄地の状況調査、こちらのほうにご協力をお願いいたします。

お渡ししております調査方法についての資料、こちらにつきまして

は昨年度と同じものをご用意いたしました。再度、内容をご確認いただきまして、調査のほうをお願いいたします。

提出につきましては、１１月の定例会を締切日とさせていただきます。

なお、１１月定例会までに完成した委員の方がいらっしゃいましたら、事務局のほうまでお願いいたします。皆さん大変お忙しいところ恐縮ではございますが、よろしくお願いいたします。

以上です。

事務局長
議長

事務局からは以上になります。

ありがとうございました。

ただいま６点ほど報告をいただきましたけども、この中で何かご質問等ありましたらお受けしたいと思います。よろしくお願いいたします。

特にございませんか。

どうぞ。

１４番委員

最近、私の地区で旧来ミニトマトを作ってたハウスが、ここ１０年ぐらい耕作されてないんですけど、これは耕作放棄としてよろしいでしょうか。

事務局

取りあえず、耕作放棄、遊休農地。できれば、緑区分ということでご提出のほうをお願いできますか。

議長

従来のハウスがない状態のものでの考え方として、確かに耕作、流れて作る、作物を作っていない、というのも年間に周りに迷惑かからないような保全管理をしていれば、無印という考え方でしょうと。

１４番委員

いわゆる施設園芸をされてる方に関しても、一切手入れをしてない状態。

議長

ハウスの中が草ぼうぼうとか、そういう状態になったら何色か分けないといけないが、それがちゃんと管理ができたら無印で。

事務局

草刈り管理と、いわゆる周辺に迷惑をかけてないという言い方が適切かどうか分からないのですが、そういう状態であれば無印でも構わないかなというふうに思います。

議長

と私は思うたんやけどな。

事務局

どんな状況になっとるんですかね。

１４番委員

耕作されてるやつって、結局もう周りのハウス以外のところも結局草刈りもできてない。当然、中はもう従来どおりで、そのまま閉めてる状態で、そのまま発泡スチロールとかハウス用のビニールが残ってる。一番いけないのは、結局ビニールは長年放置されたあと、結局私

のほうで作っているところへその切れ端が飛んでくるということで、私はこれ耕作放棄地に当たると思うんです。

事務局 分かりました。今の状況であれば緑でご提出いただけますか。

議長 そうやな。現状が周りのハウス以外の農地の中での管理がビニールハウス自体の管理も含めて、できていれば無印でいいかな。

事務局 はい。

議長 ほかの地区のもしそういうのがあったら、今回答があったようなご理解をお願いしたいと思います。

ほかにございませんか。

(なし の声あり)

特に、今日の報告の中で最適化推進一斉運動なり、荒廃地の調査、ここらについてのそれぞれ皆さん案件があるかと思しますので、それについては事務局のほうへそれぞれ問合せというか、質問していただけたらと思しますので、今日のところは特段ないようでしたら、これでその他については終わりたいと思います。

ということで、最後に来月の予定について報告をお願いします。

事務局長 引き続き、来月の予定についてご報告をいたします。

9月の小委員会は、18日木曜日の午前9時から多度津町役場2階大会議室で行います。当番委員は7番細川委員、推進委員は2番大谷委員をお願いしたいと思います。

定例会は、19日金曜日の午前9時から多度津町役場2階大会議室で行います。署名委員は10番河井委員、11番秋山委員、12番伊達委員のうち2名の方をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、これで一応本日の定例会の内容については終わったわけでございますけども、最後にもう一度全体にわたりまして何かございましたらよろしくお願いします。

ございませんか。

(なし の声あり)

それでは、これで定例会を終了させていただきたいと思います。

以上で、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明します。

議 長

署名委員

署名委員

事務局長

書 記

書 記